

仕様書

1 業務の名称

令和3年度「仲卸業者デジタル化促進事業」委託業務

2 業務の目的

市場を経由した安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給には仲卸業者の経営力強化が不可欠であり、生産性の向上に向けた仲卸業務のデジタル化は喫緊の課題となっている。

本業務は、仲卸業者のIT環境の課題等を把握したうえで、それらの解決に向けた研修や提案等を行うことで、仲卸業務のデジタル化による業務の効率化を促進するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

4 履行場所

京都市が指定した場所

5 業務内容

(1) 仲卸業務の実態把握、改善策等の提案

主に水産物部の仲卸業者（70社）を対象に実施する。

ア 実態把握調査

仲卸業者に対して、現場視察・聞き取りを行い、1事業者当たり1時間程度、IT環境・活用状況を把握し、その結果を取りまとめる。

イ 改善策等の提案

調査結果を基に、仲卸業者に対して、業務の効率化につなげるためのIT環境の改善に向けた提案を行う。

(2) 改善指導コンサルティング

実態把握等を行った仲卸業者の中から、京都市と協議のうえ選定した者に対して、研修、システム導入・改修に向けた支援を行う。

ア IT活用の習熟に向けた研修の実施

ITに係るハード・ソフトウェアの基本操作への習熟が必要な事業者に対して、仲卸業務に資するインターネット、情報システム等の活用・操作方法に関する研修を行う（最低1回実施すること）。

イ ITシステム導入・改修に向けた支援

更なる業務の効率化を図ろうとしている仲卸業者に対して、生産性の向上につながる手法の相談対応、提案を行う。

6 成果物

- (1) 報告書 印刷文書 1 部, 電子データ
- (2) その他京都市が必要とする書類等

7 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間, 業務実施方法や進捗状況の確認等, 業務の円滑な実施のために, 定期的に京都市と連絡調整を行うものとする。
- (2) 本業務を通じて発生した著作権, 特許権及び所有権等の権利は, 全て京都市に帰属するものとする。また, 京都市は, 成果物等の全てについて, 業務に必要な範囲で改変し, 又は二次利用する権利を有するものとする。
- (3) 本業務の実施及びその他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務遂行に疑義が生じた場合については, 京都市の指示に従うものとする。